

研修委員会におけるワーキンググループの設置について（案）
（IPD ワーキンググループ第三期）

研修委員会

IPD ワーキンググループ（以下、「IPDWG」という。）は2018年7月の第一期設立に引続き、2019年7月に第二期が設立された。設立の目的は技術士として習得すべき基本修習課題および資質能力（コンピテンシー）を習得する IPD（初期専門能力開発）活動の理念だけでなく習得するための仕組みまでを検討することである。

第二期の IPDWG は毎月第 2 土曜日に開催した。途中、台風により 1 回、COVID-19 により 3 回休会せざるをえなかった。なお COVID-19 による休会明けの 2020 年 6 月からは Web 会議で開催した。また 2020 年 9 月と 2021 年 4 月に技術士制度検討委員会に、さらに 2021 年 5 月に理事会に途中経過の報告を行った。

第二期の成果として以下の項目があげられる（IPDWG 第二期報告添付）。

- ① IPD 実施フローの作成
- ② IPD 支援者の資質の検討
- ③ 資質能力の関係整理
- ④ 専門職としての 資質能力（プロフェッショナル・コンピテンシー、PC）の深堀

文部科学省の技術士制度検討特別委員会に IPD 作業部会が設置され、IPD 制度を実現するシステムの検討が本格化すると予想される。

技術士会としてもそれに対応する事の出来る組織が必要であると考えられると共に、第二期で積み残した課題をさらに検討するために IPDWG を継続して研修委員会のもとに IPDWG の第三期の設置を申請するものである。

第三期で目標とする検討項目として以下があげられる。

- ① IPD システムの具体化
- ② IPD 支援者養成プログラムの検討
- ③ 技術士会内部および他の技術者の養成研修機関との連携
- ④ CPD と IPD の関係の整理
- ⑤ IEA（国際エンジニアリング連合）/GA（卒業生のアトリビュート）PC の理解
- ⑥ IPD 関連学協会との調査及び連携

- | | |
|--------|----------------------------|
| (1) 名称 | IPD ワーキンググループ 第三期 |
| (2) 業務 | ① IPD システムの具体化 |
| | ② IPD 支援者養成プログラムの検討 |
| | ③ IEA/GAPC の理解 |
| | ④ 渉外対応および技術士会内外の組織への周知連携強化 |

これらを実施するにあたっては、構成員として継続して外部識者の見解を求めるとともに、関連する

委員会（修習技術者支援委員会、男女共同参画推進委員会、技術士制度検討委員会、国際委員会等）から支援を受けて IPDWG 委員を構成したい。

(3) 設置期間 2021年9月8日 から 2023年6月30日

以上

《期待される効果》

- ①我が国の IPD 概念の先駆けとなることで、学協会、産業界に対し技術者の初期教育に対する指針を提供し、日本技術士会が主導する形で初期専門技術者育成の仕組みを作りあげること、技術士制度の PR を行うことができる。
- ②目標とする資質能力（コンピテンシー）を明確に理解する修習過程を設定することで、優れた技術者としての資質能力（コンピテンシー）を身に着けることができる。
- ③目標とする資質能力（コンピテンシー）は CPD におけるそれと同じ項目を設定することで、初期専門技術者育成の終了後に円滑に CPD 活動に移行することができる。
- ④IPD は、IEA の PC を踏まえて資質能力（コンピテンシー）を設定しているので、IPD を実施した技術者は国際的通用性のある技術者と考えられる。

【参考】

委員会運営に関する規則（関係部分抜粋）

（ワーキンググループの設置）

第6条の1 常設委員会、特別委員会及び個別の規定に基づく委員会は、所掌する業務を円滑に推進するため、又は専門性が要求される検討を行うため、必要に応じて当該任期の間に限り理事会の承認を得て、ワーキンググループを設置することができる。

2 ワーキンググループの構成員は、要求される専門性を有する20名以内の正会員とする。但し、必要に応じてワーキンググループの全体の人数の3割を超えない範囲で、準会員又は技術士以外の専門家を加えることができる。

3 ワーキンググループの構成員は、設置する委員会の委員長の推薦により、会長が理事会に諮り選任する。

4 代表者は、設置する委員会の委員の中から委員長が決定する。

5 ワーキンググループによる活動は、設置する委員会の活動と同様にみなす。